

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	子ども子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
<p>御前崎市は、子ども子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</p>	
特記事項	

評価実施機関名
御前崎市長

公表日
令和5年9月12日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)、児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)、その他関係法令及び条例等に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 1 支給認定に関する事務 2 利用調整及び利用決定に関する事務 3 利用者負担額算定・徴収に関する事務 4 給付費支給に関する事務 5 子育てのための施設等利用給付認定に関する事務
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、団体内宛名統合システム、中間サーバー、しずおか電子申請サービス
2. 特定個人情報ファイル名	
基本情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一項番8、94
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 〔情報提供の根拠〕 なし 〔情報照会の根拠〕 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に「児童福祉法による保育の実施又は措置に関する事務」が含まれる項(13) 第一欄が「都道府県知事又は市町村長」であって、第二欄に「児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務」が含まれる項(16) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(116)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 こども未来課
②所属長の役職名	こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	御前崎市役所 健康福祉部 こども未来課 〒437-1692 静岡県御前崎市池新田5585番地 0537-85-1120
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	御前崎市役所 健康福祉部 こども未来課 〒437-1692 静岡県御前崎市池新田5585番地 0537-85-1120

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和元年11月20日	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新したため。
令和1年11月20日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和元年11月20日	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新したため。
令和3年9月1日	I-4-②	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 〔情報提供の根拠〕 なし 〔情報照会の根拠〕 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に「児童福祉法による保育の実施又は措置に関する事務」が含まれる項(13) 第一欄が「都道府県知事又は市町村長」であって、第二欄に「児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務」が含まれる項(16) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(116)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 〔情報提供の根拠〕 なし 〔情報照会の根拠〕 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に「児童福祉法による保育の実施又は措置に関する事務」が含まれる項(13) 第一欄が「都道府県知事又は市町村長」であって、第二欄に「児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務」が含まれる項(16) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(116)	事後	法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月15日	I-1-②	<p>子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)、児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)、その他関係法令及び条例等に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>1 支給認定に関する事務 2 利用調整及び利用決定に関する事務 3 利用者負担額算定・徴収に関する事務 4 給付費支給に関する事務</p>	<p>子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)、児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)、その他関係法令及び条例等に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>1 支給認定に関する事務 2 利用調整及び利用決定に関する事務 3 利用者負担額算定・徴収に関する事務 4 給付費支給に関する事務 5 子育てのための施設等利用給付認定に関する事務</p>	事後	
令和3年12月15日	I-4-②	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 〔情報提供の根拠〕 なし 〔情報照会の根拠〕 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に「児童福祉法による保育の実施又は措置に関する事務」が含まれる項(13) 第一欄が「都道府県知事又は市町村長」であって、第二欄に「児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務」が含まれる項(16) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(116)</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 〔情報提供の根拠〕 なし 〔情報照会の根拠〕 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に「児童福祉法による保育の実施又は措置に関する事務」が含まれる項(13) 第一欄が「都道府県知事又は市町村長」であって、第二欄に「児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務」が含まれる項(16) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(116)</p>	事後	法改正に伴う変更
令和5年9月12日	<p>Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か</p>	令和1年11月20日	令和5年4月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月12日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年11月20日	令和5年4月1日	事後	